

令和5年度

設計書(公示用)

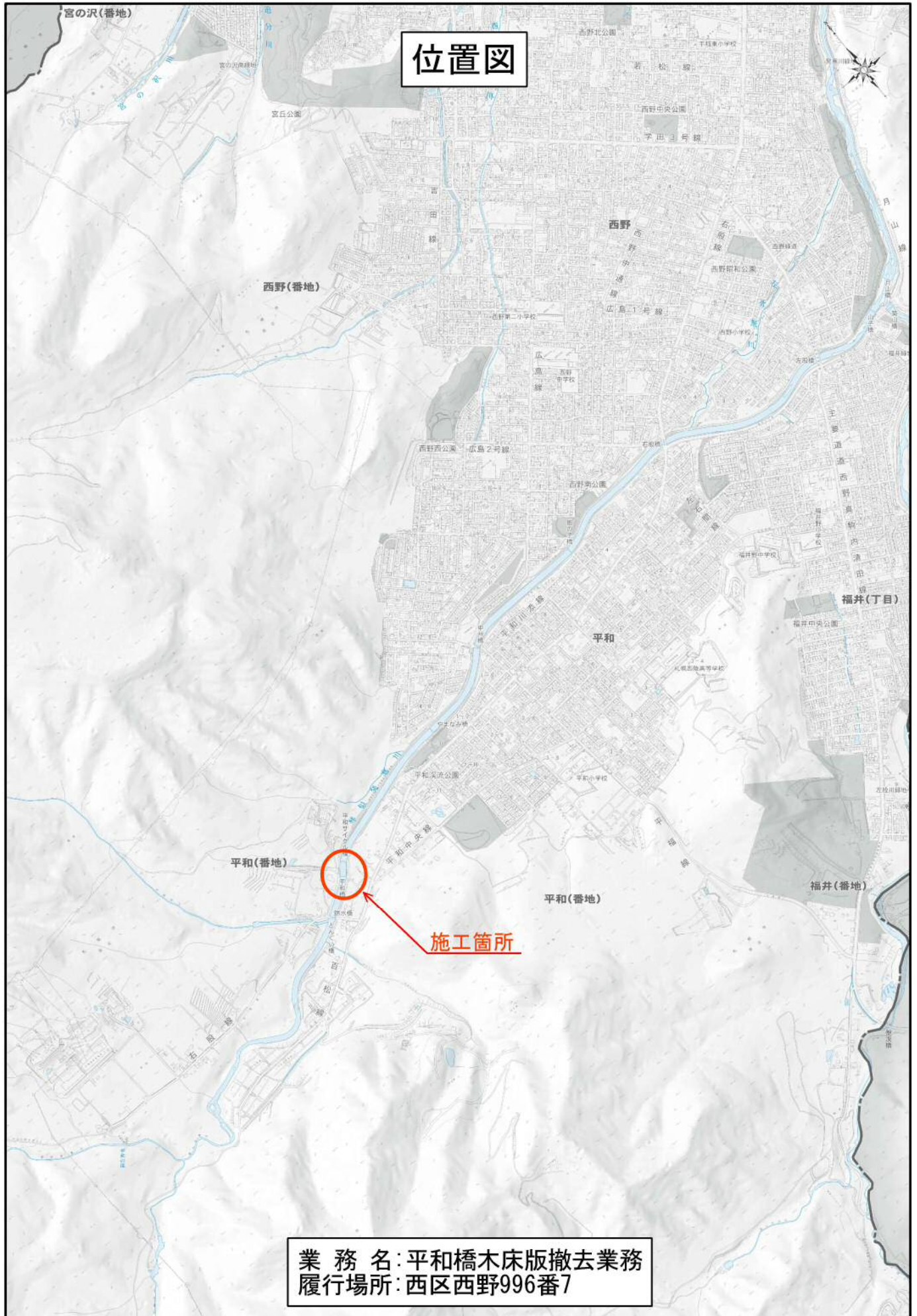
業務名 平和橋木床版撤去業務

西区土木部

設計内訳書の表記について

設計内訳書の以下の表記については、読み替えて取り扱う。

・	工事番号	⇒	業務番号
・	工事名	⇒	業務名
・	工事区分	⇒	業務区分
・	直接工事費	⇒	直接業務費
・	橋梁保全工事	⇒	橋梁保全業務
・	直接工事費	⇒	直接業務費
・	工事原価	⇒	業務原価
・	工事価格	⇒	業務価格
・	工事費計	⇒	業務費計
・	純工事費	⇒	純業務費



位置図

施工箇所

業務名: 平和橋木床版撤去業務
 履行場所: 西区西野996番7

業務説明書

1. 業務の概要

高欄撤去 46m
木床版撤去 3t
防護柵設置工 3m
ほか

2. 業務位置 札幌市西区西野996番7

3. 業務の期間 契約書に示す着手の日から令和 6年 1月11日までとする。

4. 図面 別添の通り（図面1枚）

5. 業務仕様書 札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、防護柵の設置基準・同解説、その他関係資料並びに特記仕様書によること。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

()	業務名	平和橋木床版撤去業務
-----	-----	------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 料		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税及び地方消費税	

特記仕様書

1. 工期設定について

工期：令和5年 11月13日から令和6年1月11日まで

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	10日間
③ 雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.7

2. 業務書類の提出および提示について

業務書類の提出および提示は、「札幌市工事書類簡素化要領」に基づいて行うこと。

なお、要領・資料については以下の工事管理室ホームページからダウンロードすること。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

3. 諸法令の遵守について

- 1) 受注者は、諸法令の適用運用に当たり、当該業務に適用となる法令等を特定したうえで、その一覧を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
- 2) 適用となる法令等の届出等の実施に当たっては、事前に届出書等（写し）を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
- 3) 届出書等に対する許可書等（写し）は「業務施工協議簿」に添付し、監督員に報告すること。
- 4) 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

4. 法定外の労災保険の付保

本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

5. 業務看板について

本業務では、札幌市土木工事標準設計図集のうち、保安施設標準様式図に示す業務名標示板について、業務に対する市民理解の向上のため、業務目的等（サブキャッチ、PR文、キャラクター）を掲示するものとする。なお、掲示する文面は、業務内容により異なることから、詳細については、別途、監督員と協議すること。また、デザインについても、監督員と協議すること。

6. 排出ガス対策型建設機械について

- 1) 排出ガス対策型建設機械の使用について

使用機種・条件等については、札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-36「環境対策」によること。

- 2) 施工計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。
- 3) 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

7. 低騒音型建設機械の‘89ラベルについて

平成9年10月1日の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」施行以前に低騒音型機械として指定してきた建設機械（‘89ラベル）については、平成14年10月1日より、騒音規制法施行令で定める特定建設作業の対象となる建設機械として扱われるため、「特定建設作業実施の届出」を行うこと。

8. 電子納品について

電子納品実施の有無については、別途監督員の指示による。電子納品対象業務の場合、以下の通りとする。

- 1) 電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き[土木工事編]」（以下「手引き」という）に基づいて行うものとする。
- 2) 業務完成図書は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- 3) 業務完成図書の提出の際には、施工中及び完成前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

9. 建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）

- 1) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」と「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。
- 2) 受注者は、業務着手時に別途指示する再生資源利用計画書（建設資材を搬入する場合）及び再生資源利用促進計画書（建設副産物を搬出する場合）を作成し、監督員に提出するとともに、業務完了時には、その実施状況を報告すること。
- 3) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。

○有価金属は、下記の施設に搬入すること。

施設名	処理施設の所在地
西区土木部資材置場	西) 発寒 10 条 14 丁目

○金属くずは、下記の間業業者で処分すること

再生処理施設名	処理施設の所在地
(株)鈴木商会 (金属くず)	西) 発寒 15 条 13 丁目 東) 東雁来 262
(株)公清企業 (混合廃棄物)	東) 中沼町 45-23
エコライン(株) (混合廃棄物)	東) 東雁来 262-132
北清企業(株) (混合廃棄物)	北) 篠路町拓北 6-591、625

丸喜運輸(株) (混合廃棄物)	北) 篠路町拓北 6-785
(有)丸正北海総業 (混合廃棄物)	白) 東米里 2032
札幌第一清掃(株) (混合廃棄物)	西) 発寒 13 条 12 丁目 1-1

○業務に伴い発生する既設床版等の木材については、以下施設での処分を想定している。
搬入に当たっては受入条件等を確認し、条件を付された場合は監督員と協議の上対応すること。

再生処理施設名	処理施設の所在地
札幌第一清掃(株)	西) 発寒 13 条 12 丁目 1-1

10. 交通誘導警備員について

業務の施工にあたっては、交通誘導警備員2名以上配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう、十分注意して施工するものとする。なお、現地の状況、その他関係機関等との協議により、数量の増減が生じた場合は別途協議を行うこととする。

11. 用地境界石の引照・復元について

用地境界石については、現場着手前に現況の有無を確認し、写真撮影を行うこと。
業務により既設の境界石に影響を及ぼす可能性のある箇所については、地権者立会いの下引照測量を行い、業務完了後に現況どおり復元すること。

12. 業務用除雪について

本業務では冬期間の除雪工を計上していないが、標準的な施工計画及び工程を考慮した上で、除雪の必要性が認められる場合、設計変更にて除雪工を計上することができるので事前に業務監督員と協議すること。

また、道路管理者が行う除雪業務に代わって業務路線の除排雪を実施する必要がある場合は、範囲や期間、頻度等について関係者と協議のうえ決定する。

なお、機械除雪に係る単価については「1日未満で完了する作業の積算」を準用することとし、適用について希望する場合は、詳細について業務監督員と協議すること。

1) 除雪範囲

道路管理者等が実施する除雪範囲以外で、施工計画上、除雪が必要な範囲。(当該現場の作業範囲及び作業ヤード、交通規制等を考慮した範囲、業務箇所までの搬入路等)

現場状況、その他関係機関との協議により除雪範囲が変更となる場合は別途協議とする。ただし、地域貢献に該当するものや、詰所周辺・職員専用駐車場等で受注者の任意による除雪範囲については変更の対象としない。

2) 除雪期間

11月以降の降雪について、標準工程を基に設定した除雪を必要とする期間。

なお、受注者の責に帰する事由により工程の遅延が生じ除雪工が必要となった場合、その

部分についての除雪費用は設計変更の対象としない。また、受注者の創意工夫等により工程が短縮され、除雪工が不要となった場合も、設計変更の対象としない。

3) 除雪頻度

①施工箇所除雪

着工時除雪は積雪深が5cm以上となっている場合、必要に応じて計上。

新雪除雪は1回の降雪が5cm以上となる場合、必要に応じて計上。

②業務用道路除雪

着工時除雪は積雪深が10cm以上となっている場合、必要に応じて計上。

新雪除雪は1回の降雪が10cm以上となる場合、必要に応じて計上。

※積雪深が上記数値未満であっても作業に支障となる場合は監督員と協議の上、計上できる。

積雪量・降雪量については、近隣観測所の気象データや現地での測定により判定する。

4) 排雪について

現場内に堆雪ヤードが無いなど、現場外への排雪が必要な場合は、ダンプによる搬出除雪を計上できる。

5) 除排雪作業の確認について

①除雪作業日報

受注者は除排雪の作業状況を記載した除雪作業日報を作成し、遅延なく業務監督員に提出しなければならない。なお、除雪作業日報の記入事項については、以下に示す事項等、出来高管理に必要な項目とする。

- ・ 気象状況
- ・ 作業区間（業務用道路：延長、作業現場内：面積）
- ・ 作業時間（始業時間～終業時間）
- ・ 降雪量、積雪量（現地に雪標を設け測定）
- ・ 排雪ダンプ運搬記録
- ・ その他

②写真管理

種別	区分	撮影基準
機械除雪	業務状況写真 出来高管理確認写真	出動4回に1回程度 作業前、作業中、作業後が判明できるように、作業別に順序をおって進捗状況のわかるように撮影すること。 (作業前は積雪深が、作業後は区間全体の完了状況が把握できるように撮影すること)
人力除雪	業務状況写真 出来高管理確認写真	出動3回に1回程度 作業前、作業中、作業後が判明できるように、作業別に順序をおって進捗状況のわかるように撮影すること。 (作業前は積雪深が、作業後は区間全体の完了状況が把握できるように撮影すること)
排雪作業	業務状況写真 出来高管理確認写真	排雪作業4回に1回程度 作業前、作業中、作業後が判明できるように、作業別に順序をおって進捗状況のわかるように撮影すること。 (作業前は概ねの体積が、作業後は完了状況が把握できるように撮影すること)

13. 積算に使用している追加単価等について

本業務に係る業務費の積算にあたり、積算に使用された西区土木部所管土木工事追加単価及び歩掛については、次のとおり閲覧できます。

○公表の方法

1. 公表場所：西区土木センター（西野290番地10）
2. 公表方法：閲覧用ファイル（西区土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）

（注意事項）

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではありません。

14. 施工時間帯について

本業務においては、一般交通の支障とならないよう、作業時間帯を9時～17時と見込んでいます。作業にあたっては、沿線の地域生活に配慮し、騒音・振動、交通事故等の防止対策に努めること。また、その対策について業務監督員と協議し、施工計画書に明記すること。

15. 業務看板の維持管理について

路上業務看板については、汚損等（泥はね、着雪など）により、道路利用者の視認性低下とならないよう、巡回確認により、修繕、塗装、清掃等の維持管理に努めること。

16. 業務施工に関する特記事項

1. 河川管理者(北海道)との協議により指示がある場合は、速やかに施工方法について計画を立て、監督員と協議すること。
2. 測量を含めた必要な現地調査を行い、設計図書、設計書、仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
3. 保安施設については、札幌市土木工事標準設計図集を参考に現地状況に応じた計画を検討し、監督員の承諾を得ること。
4. 業務箇所下流側近傍に本市水道局の取水場があることから、業務施工前に管理部局と協議を行い、水質汚染を生じさせぬように注意すること。また、積算上の仮設工に加え追加の対策を求められた場合は施工前に監督員と協議すること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、本業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和 5 年度

設計書（見積参考）

業務名： 平和橋木床版撤去業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和 5 年 10 月 単価適用

西区土木部維持管理課

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	平和橋木床版撤去業務	当 初	事業区分	道路維持・修繕	
					工事区分	橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要
橋梁保全工事				式	1		
防護柵工				式	1		
防止柵工				式	1		
橋梁床版工				式	1		
旧橋撤去工				式	1		
仮設工				式	1		
交通管理工				式	1		
直接工事費 冬期屋外労務補正：補正あり				式	1		
共通仮設費				式	1		
共通仮設費（率計上） 工種区分：橋梁保全工事 施工地域区分：地方部 補正なし				式	1		
純工事費				式	1		
現場管理費 率の冬期補正：適用あり（2級地） 施工地域区分：地方部 補正なし				式	1		
工事原価				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	平和橋木床版撤去業務		当 初	事業区分	道路維持・修繕
						工事区分	橋梁保全工事
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
橋梁保全工事				式	1		
防護柵工				式	1		
防止柵工				式	1		
防護柵設置工			ビーム式・パネル式 1.5m 100m未満 無プレキャストコンクリートブロック建込	m	3		単-1号
橋梁床版工				式	1		
旧橋撤去工				式	1		
高欄撤去			人力	m	46		単-2号
木床版撤去			人力撤去	t	3		単-3号
木材人力運搬			積込み～運搬～取卸し 40m以下	m3	7		単-4号
現場発生品運搬			木材	回	3		単-5号
現場発生品運搬			有価金属	回	1		単-6号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	平和橋木床版撤去業務	当 初	事業区分	道路維持・修繕	
					工事区分	橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
木材処理費				t	6		単-7号
仮設工				式	1		
交通管理工				式	1		
交通誘導警備員				人日	10		単-8号
落下防止工				式	1		内-1号
親網設置				式	1		内-2号
直接工事費				式	1		
共通仮設費				式	1		
共通仮設費（率計上）				式	1		
純工事費				式	1		
現場管理費				式	1		
工事原価				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	平和橋木床版撤去業務		当 初	事業区分	共通仮設費
						工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
一般管理費等				式	1		
工事価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
工事費計				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	落下物等防止シート設置	単価適用年月	2023. 10		
		歩掛適用年月	2023. 10		
		労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
橋りょう世話役		人	1.3		
橋りょう特殊工		人	4.3		
普通作業員		人	1		
諸雑費（率+まるめ） 29%		式	1		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	親綱設置		単価適用年月	2023. 10	
			歩掛適用年月	2023. 10	
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
橋りょう世話役		人	0.9		
橋りょう特殊工		人	2.3		
普通作業員		人	0.4		
諸雑費（率+まるめ） 26%		式	1		
合 計					

単-1号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

防護柵設置工	ビーム式・パネル式 1.5m 100m未満 無 プレキャストコンクリートブロック建込	単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
防護柵（横断・転落防止柵）設置工	プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 1.5m 100m未満 無	m	1	単- 9号	
計					
単価				円/m	

単-2号

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

高欄撤去	人力	単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
木製高欄撤去	人力	m	1	単- 10号	
計					
単価				円/m	

単-3号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

木床版撤去	人力撤去	単位	t	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
木床版撤去		t	1	単- 11号	
計					
単価				円/t	

単-4号

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

木材人力運搬	積込み～運搬～取卸し 40m以下	単位	m3	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
木材人力運搬（積込み～運搬～取卸し）		m3	1	単- 12号	
計					
単価				円/m3	

単-5号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

現場発生産品運搬	木材	単位	回	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
現場発生産品及び支給品運搬	クレーン装置付2t級、吊能力2.9t 有り 9.0km以下	t	2		
計					
単価				円/回	

単-6号

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

現場発生産品運搬	有価金属	単位	回	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
現場発生産品及び支給品運搬	クレーン装置付2t級、吊能力2.9t 有り 9.0km以下	t	1		
計					
単価				円/回	

単-7号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
木材処理費		単位	t	数量
				1
木材処理費	木くず 不純物含む 札幌第一清掃【令和5年度 西区土木部見積策定単価】	t	1	
計				
単価				円/t

単-8号

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
交通誘導警備員		単位	人日	数量
				1
交通誘導警備員B		人日	1	単-13号
計				
単価				円/人日

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）設置工	プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 1.5m 100m未満 無	単位	m	数量 100
横断・転落防止柵設置工ブロック建込用	ビーム式・パネル式	m	100	
河川用転落防止柵	H=1.2m 積雪ランク1 ノッキ(JISH8641 2種)	m	100	
諸雑費（まるめ）		式	1	
計				
単価				円/m

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

木製高欄撤去	人力	単位	m	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
橋りょう世話役		人	0.1		
普通作業員		人	0.1		
橋りょう特殊工		人	0.1		
諸雑費（率+まるめ） 1%		式	1		
計					
単価					円/m

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
木床版撤去		単位	t	数量
				1
普通作業員		人	1.3	
特殊作業員		人	1.8	
諸雑費（率+まるめ） 1%		式	1	
計				
単価				円/t

単-12号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

木材人力運搬（積込み～運搬～取卸し）		単位	m3	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
普通作業員		人	0.6		
計					
単価				円/m3	

単-13号

単価適用年月	2023.10
歩掛適用年月	2023.10
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
交通誘導警備員B		人	1		
諸雑費（まるめ）		式	1		
計					
単価				円/人日	